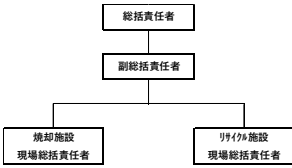


入札説明書等に関する質問への回答書（第2回）

「（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」に対する質問（第2回）について、以下のとおり回答します。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
1	入札説明書	3	Ⅱ	1	(5)オ ①(ア)	設計・建設業務	「設計業務(電波障害調査、補完的な測量・地質調査等、本業務に必要な調査等を含む)」とあります。 要求水準書 44 ページの「工事に関しては内示後に着手すること」と記載がありますが、上述の調査等は、設計業務の一環として内示との関連はないものと考えてよろしいでしょうか。関連事項として、「入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)」の121番についてもご確認願います。	設計業務は、令和9年度当初から継続して実施できます。また、令和8年度分については、既に国庫補助事業の内示を頂いております。 なお、設計に必要な測量・調査(ボーリング調査含む)については、設計費に計上してください。
2	入札説明書	6	Ⅲ	1	(1)ウ	入札参加者の構成等	「設計・建設業務において、焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。」とありますが、要求水準書35頁にプラント工事関係の契約不適合責任担保期間が定められています。以上とは別途、プラント設備の設計およびプラント工事関係の故意または重大な過失により生じた契約不適合事項について、引渡しから運營業務終了までの期間を契約不適合責任担保期間とする旨の誓約書等を提出すれば、構成員の資格要件を管理運營業務の要件のみに緩和することをご検討頂けないでしょうか。	入札説明書の通りとします。
3	入札説明書	6	Ⅲ	1	(1)ウ	入札参加者の構成等	「設計・建設業務において、焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。」とありますが、SPCに出資を行わない企業も含むと考えます。構成員を「構成員もしくは協力企業」と読み替えてよろしいでしょうか。	入札説明書の通りとします。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
4	入札説明書	8, 9	III	1	(2)エ ②、オ②	各業務を行う者の要件	<p>第1回質疑回答 (No.23) において、焼却施設の現場総括責任者とリサイクル施設の現場総括責任者の兼務は不可、との回答がありました。弊社では運営体制について上位役職から総括責任者→副総括責任者→焼却施設現場総括責任者及びリサイクル施設現場総括責任者の体制（下記体制図参照）で検討していることを踏まえ、2点質問します。</p>  <pre> graph TD     A[総括責任者] --&gt; B[副総括責任者]     B --&gt; C[焼却施設現場総括責任者]     B --&gt; D[リサイクル施設現場総括責任者] </pre> <p>① 入札説明書記載の「現場総括責任者」とは全体（事務員含む）を総括する者でなく現場のみ総括する位置付けという事でしょうか。</p> <p>② 総括責任者と焼却施設現場総括責任者の兼務、副総括責任者とリサイクル施設現場総括責任者の兼務でもよろしいでしょうか。</p>	<p>①質問中にご記載の図の体制でいえば、現場のみを総括するものになります。</p> <p>②質問中にご記載の図の体制でいえば、総括責任者と焼却施設現場総括責任者の兼務、副総括責任者とリサイクル施設現場総括責任者の兼務は可とします。</p>
5	入札説明書	16	IV	2	(2)ケ ③(キ)	基本設計図書	<p>入札説明書に記載の「各施設共通の基本設計図書」と、要求水準書 (P39) に記載の設計図書（基礎審査図書）との関係について、以下の点をご教示願います。</p> <p>①両者は同一の図書を指すものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>② 同一でない場合には、それぞれの位置付けおよび役割の違い、並びに内容の差異について具体的にご教示ください。</p> <p>③両者の内容に差異が存在する場合、どちらの記載を優先すべきかについてご教示願います。</p>	<p>①②③同一のものを指すとお考え下さい。</p> <p>④設計図書とご記載下さい。 設計図書の対象範囲は以下の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築概要</li> <li>・ 仕上表（外部・内部）</li> <li>・ 建築パース</li> <li>・ 駐車場計画</li> <li>・ 外構計画</li> <li>・ 建築構造計画</li> </ul>

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
							<p>④入札時に正式に提出が求められる設計図書について、その名称および対象範囲をご提示ください。</p> <p>⑤ 各施設共通の基本設計図書」および設計図書（基礎審査図書）に関し、質問回答後においてなお不明点が生じた場合、再度これらに関する質問の機会を設けていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・ 建築設備計画 ・ プラント設備概要 ・ 余熱利用計画</p> <p>【施設概要説明図書】 ・ 施設全体配置図、全体動線計画</p> <p>※車両動線 ※日常点検動線 ※メンテナンス動線 ※一般見学者動線 ・ 各階機器平面・断面配置図等</p> <p>平面図は各階について記載を行う、主要なプラント設備の配置が確認できるものとし ます。</p> <p>・ 設計基本数値計算書及び図面 ・ 運転管理条件 ・ その他提案内容の補足説明資料等</p> <p>【設計仕様書】※設計仕様書は、要求水準適合表に替えるものとする。</p> <p>⑤質問の機会を設ける予定はありませんが、記載内容について、こちらから修正、内容確認を行う場合があります。</p>
6	入札説明書	16	IV	2	(2)ケ ③(キ)	基本設計図書	<p>第1回質問への回答書(No.31)において、「蒸気系統物質収支」の提出が示されていますが、本施設はボイラ設備を有しない方式を想定しているため、蒸気発生・利用がない場合においては当該資料は提出不要との理解でよろしいでしょうか。また、提出が必要となる場合には、想定される記載内容および対象範囲についてご教示願います。</p>	<p>「蒸気系統物質収支」は不要です。</p>
7	入札説明書	16	IV	2	(2)ケ ③(キ)	基本設計	<p>基本設計図書には「要求水準に対する設計調書（要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表</p>	<p>設計調書については、別途様式（要求水準適合表）を配布しますので、市までお問合せ下さい。『要</p>

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
						図書	示したものと「各施設共通の基本設計図書」とありますが、第1回質問への回答書(No.31)において各施設共通の基本設計図書の「3 設計仕様書」との関係についてご教示願います。 ①両者は同一のものと理解してよろしいでしょうか。 ②同一でない場合は、それぞれの位置付けおよび目的、並びに差異をご教示願います。 ③両者に重複または相違がある場合の記載範囲および整理方法についてご教示願います。	求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したものの』については、上述の『要求水準適合表』に貴社提案仕様、変更理由等をご記載下さい。設計仕様書は、設計図書(基本設計図書)の一部となります。また、設計仕様書については、上述の様式『要求水準適合表』として、まとめて、ご提出下さい。
8	入札説明書	16	IV	2	(2)ケ ③(キ)	基本設計図書	第1回質問への回答書(No.31)において、(4)計装系統図「・ごみ、空気、排ガスフローシート、・焼却灰、飛灰フローシート」とありますが弊社標準の「ごみ、空気、排ガス、焼却灰、飛灰フローシート」(2枚を1枚にて表記)としてよろしいでしょうか。	ごみ、空気、排ガス、焼却灰、飛灰フローシートを1枚にまとめて提出しても可とします。
9	入札説明書	16	IV	2	(2)ケ ③(キ)	基本設計図書	基本設計図書には「要求水準に対する設計調書(要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したものとありますが、要求水準書に対し追記箇所を文字等を赤字とし、削除箇所を取り消し線などで表記したものと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準書の「・・・すること」を設計調書では「・・・します。」等の変更は、追記・削除箇所を見え消し表示する必要がないものと考えてよろしいでしょうか。	No.5、No.7をご参照下さい。
10	入札説明書	16	IV	2	(2)サ	ヒアリングの実施	「提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを令和8年9月に実施する。」とありますが、日程を含めた詳細についてご教示願います。詳細について現時点で決定していない場合には、いつ頃に決定する予定かご教示願います。	ヒアリングは、現在のところ令和8年10月2日(金)の予定です。時間等については、9月に決定する予定です。
11	要求水準書	2	1	1	1 2.3)	地域に貢献し、親しま	第1回の質疑において、「災害時には地域の防災拠点として貢献できる施設とありますが、避難所として指定されるのでしょうか」とのご質問に対	災害対策基本法 第49条の7にある指定避難所としての指定はしていませんが、地域の予備的な避難所としての利用の予定です。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
						れる 施設	し、「現時点では避難所としての指定は考えていません」とのご回答をいただいております。本件について、要求水準書 105 頁「7.非常用電源設備」の用途に関し、同書記載のとおり「受電系統の事故や災害等による給電が断たれた緊急時においても、安全に炉を停止できるものとする。」を目的として計画しております。そのため、現状プラント安全停止に必要な 2 時間に加え、ごみの受入対応に必要な電源供給 8 時間を含め、合計 10 時間（1 日 10 時間の連続運転：少量危険物取扱所の規制範囲内）で計画しております。停電中のごみの受け入れを含め、プラント運転維持に限定した計画（現行案）と考えてよろしいでしょうか。	管理棟の研修室についても、3 日間は一時的避難を行うものとして、冷暖房や照明が使用できるようにして下さい。
12	要求水準書	35	1	1	7 1. 2)(2)	土木・建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）	防水工事の保証年数において「合成高分子系ルーフィング防水」の記載がありますが、添付資料 7「建築内外部仕上表（参考）」の屋根防水欄には「アスファルト防水」のみが記載されており、両者に乖離が見られます。つきましては、屋根防水の選定にあたり、要求水準の性能（耐久性・保証年数等）を満たすものであれば、合成高分子系ルーフィング防水（シート防水等）を含め、施工者の責任において最適な防水工法を選定・提案可能であると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準の性能（耐久性・保証年数等）を満たすものであれば、ご提案の通りでも可とします。
13	要求水準書	39	1	1	9 1	基礎審査図書	第 1 回質問への回答書（No.116）において、設計図書として以下が示されています。 ・建築概要 ・建築構造計画 ・建築設備計画 ・プラント設備概要 ・余熱利用計画 これらの各項目について、記載すべき内容および	それぞれの項目で概要や計画を A 4 用紙 1 頁でご記載下さい。  ①概要や計画については、貴社の設計方針をご記載下さい。実施設計図書は、設計方針に応じてまとめて下さい。  ②③以下の書類をそれぞれ A 4 用紙 1 頁でまと

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
							記載レベル（記載範囲、図面の種類・枚数、仕様書の要否等を含む）を具体的にご教示ください。また、基礎審査図書として提出すべき図書構成について、以下の点をご教示願います。 ①要求水準書 P39 に記載の実施設計図書（2.1）との関係（位置付けおよび対応関係） ②提出すべき図書の名称および範囲 ③図書の提出順序および構成方法	めてご提出下さい。タイトルも下記と同様とし、順番も以下の順にして下さい。  ・ 建築概要 ・ 建築構造計画 ・ 建築設備計画 ・ プラント設備概要 ・ 余熱利用計画
14	要求水準書	44	1	1	11	正式引渡し	「各年度の支払いは交付決定額に応じた部分払いとする。」とありますが、「請負代金の支払年度区分額」は、交付決定額に応じた金額が示されるということでしょうか。 「請負代金の支払年度区分額」に対して、出来高が超過する場合、出来高超過額の取り扱いはどのようなになりますか。	支払年度区分額は、提案内容を踏まえて、建設工事請負契約書に明示します。出来高が超過する場合は、翌年度に支払います。
15	要求水準書	44	1	1	11	正式引渡し	「工事に関しては内示後に着手することとする」と記載があります。建設工事において、契約上の供用開始時期(焼却施設・リサイクル施設)を遵守するために工程を組みますが、この文面中の「工事に関しては内示後に着手・・・」とは、工事着手できない期間が存在するという契約条件になるのでしょうか。上述の内容について、具体的に3点ご教示願います。 ①「工事に関しては内示後に着手・・・」の着手とは、工事であるため設計業務の着手ではなく、建設業務の現場着手を指すという解釈でよろしいでしょうか。 ②本事業は複数年度にわたる事業ですが「工事に関しては内示後に着手・・・」とは、建設業務全体の現場着手に内示の縛りであり、次年度以降は各年度の内示を待たずに継続して工事を施工できる（内示待機期間は発生しない）という理解でよろしいでしょうか。	①設計業務についても内示後の着手となります。 ②ご理解の通りです。 ③発注者の責めとして協議に応じます。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
							③国庫補助金の内示が契約上の全体工期、もしくは供用開始時期に影響するといった契約条件になる場合、契約上の全体工期、供用開始時期についてはどのような取り扱いになるのでしょうか。	
16	要求水準書	44	1	11		正式引渡し	「各年度の支払いは交付決定額に応じた部分払いとする。」とありますが、補助金交付決定額に応じた部分払いの他、建設工事請負仮契約書(案)第37条の2に定める部分払の請求は可能と考えてよろしいでしょうか。	補助金交付決定額に応じた部分払いは、建設工事請負仮契約書(案)第37条の2に基づき実施します。 なお、本工事は、債務負担行為に基づく契約であるため、各年会計年度末に部分払いを行います。
17	要求水準書	44	1	11		正式引渡し	「焼却施設とリサイクル施設は供用開始時期が異なるため、それぞれ個別に竣工検査を行うものとする。」とありますが、建設工事請負仮契約書(案)第31条(検査および引渡し)および第32条(請負代金の支払)に定める通り、焼却施設の竣工検査に合格したときは、相当する請負代金の支払を請求できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	要求水準書	57	2	1	2 4 4)	附属機器	「高速電動シャッター式扉」とありますが、弊社標準で強度を有する鉄板ゲート(上下スライド)式扉を提案してよろしいでしょうか。	ご質問の通りでも可とします。
19	要求水準書	75	2	1	6 1.1 〔特記〕 (2)	温水設備	「全炉停止時は、予備ボイラにより供給すること」とありますが、第1回質問回答書(No.342)において「全炉停止時は温浴施設は休止してもよい」と示されています。 これを踏まえ、全炉停止時の温水供給については、場内給湯(工場棟シャワー)を対象とし、当該用途に対してメンテナンス性に優れた電気温水器(エコキュート)の採用を提案してもよろしいでしょうか。	ご質問の通りでも可とします。
20	要求水準書	96	2	1	10 3. 1 〔特記〕 (19)	処理プロセス	「ポンプの設置基数は、水中ポンプを除き2基(交互運転)とすること」との記載がありますが、十分な耐腐食性を有し、故障頻度が低く、かつ交換が容易な機器を選定することで、設置基数1基で	要求水準書の通りとします。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
							も装置の安定稼働を確保できる実績がございます。 つきましては、薬品注入ポンプの設置基数は1基とし、倉庫予備を1基納入とする計画としてもよろしいでしょうか。	
21	要求水準書	123	2	1	13 5 【特記】 (4)	洗車装置	「洗車用水は、雨水を利用し、不足した場合は上水を使用すること。」とありますが、洗車用水は作業員が直接吸引する可能性があるため、水質管理が確実な上水を使用する必要があると考えております。 安全確保の観点から、当該用途については雨水ではなく、上水を使用する運用としてもよろしいでしょうか。	ご質問の通りでも可とします。
22	要求水準書	140	2	2	3 6	高速 破碎機 排出 コンベヤ	高速破碎機排出コンベヤの設置については、選別基準を満足することを前提として、事業者提案とすることは可能でしょうか。 ご確認のほどお願いいたします。	ご提案の通りでも可とします。
23	要求水準書	173	2	3	1 2 3) (2)	見学者 動線 計画	第1回質疑回答 No. 284 において、「見学者、来客者は一旦、管理棟に受け入れを行い、収集車等との接触事故を起こさないように渡り廊下を通じて工場棟側へ進入できるようにすること」との記載に対し、「ご理解の通りです」との回答をいただいております。 これを踏まえ、一般開放の風呂利用者についても同様に、リサイクル施設工事が完了し安全が確保されるまでは受け入れを行わないものと解釈してよろしいでしょうか。	現在のところ、全体工事が完了するまでは、施設見学や温浴施設の受付は、行わない予定ですが、工事の仮設計画上において、安全が確保される場合は受入を行いたいと考えています。
24	要求水準書	175	2	3	2 1 1) (5) ⑥	環境 対策等	「太陽光発電設備を市職員や運転職員の事務室、会議室、見学者用研修室等の管理諸室に必要な容量分設ける」との記載がありますが、第1回質疑回答 No. 293 において「ZEB Oriented 等いずれかを実施する」との回答が示されております。 このため、太陽光発電設備の設置容量について	ご理解の通りです。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
							は、管理諸室の使用電力を全量賄うことを必須条件とするものではなく、設置条件および経済性等を踏まえた合理的な範囲で提案するものと理解してよろしいでしょうか。	
25	要求水準書	175	2	3	2 1 1) (5) ⑥	環境対策等	「太陽光発電設備を市職員や運転職員の事務室、会議室、見学者用研修室等の管理諸室に必要な容量分設ける」と記載されています。太陽光発電設備の容量については、以下のいずれの解釈とすべきかご教示願います。 ①管理棟内の市職員事務室、管理事務室（運転事業者用）、研修室 ②①に工場棟の事務室と会議室を加えたもの	①として下さい。
26	要求水準書	177	3	2	2	2)(4)⑧	「焼却施設棟、リサイクル施設棟は、陸屋根とすること。」とありますが、積雪・氷柱対策、メンテナンス性等を考慮すれば、陸屋根以外を部分的に採用することは可能でしょうか。	現時点では、陸屋根として計画して下さい。なお、契約後の設計協議により、市が認めた場合、部分的に陸屋根以外を採用することも可とします。
27	要求水準書	182	3	2	2	その他	第1回質疑回答(No. 297)において、来場者用風呂管理でシャンプー、石鹸、タオルなどの消耗品及び櫛、ドライヤー、扇風機などの備品も事業者にて用意し、衛生管理を徹底すること、と回答がありました。アメニティー関係についてどこまで用意すべきか想定されていればご教示願います。	ヘアドライヤー、扇風機、脱衣かご・鍵付きロッカー、ゴミ箱、洗面器、バスチェアなどの備品は事業者で準備してください。 なお、シャンプーなど、個人で使われるアメニティー関係については、施設利用者でご準備してもらう内容に変更します。
28	要求水準書	182	3	2	2	その他	10人槽で待ち時間が発生する恐れがあるので予約制にさせて頂いてよろしいでしょうか。	現在のところ、予約制は考えておりませんが、設計段階で詳細な協議を行います。
29	要求水準書	183	2	3	2 2 5) (5)	管理エリア 居室規模等 (管理棟内)	展望スペースに計画する「風よけ」の要求仕様についてご教示ください。本設備は屋外仕様の展望スペースを想定し、安全確保のための手摺(H=1,100mm以上)と一体となった「腰高程度の防風フェンス（または防風スクリーンやガラスなど）」の設置を想定しておりますが、このような仕様で貴庁の要求水準を満たしていると解釈してよろしいでしょうか。	ご提案の仕様でも可とします。 なお、屋外への出入口付近において、内側からも雨天時などに展望できるよう設計時に配慮ください。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
30	要求水準書	183	2	3	2 2 6) (3)	管理 エリア 居室 規模等 (管理 棟内)	不燃物等ストックヤードにはシャッターが必要でしょうか。	シャッターは必要です。
31	要求水準書	183	2	3	2 2 6) (3)	不燃等 ストック ヤード	第1回質疑回答(No.306)において、貯留品目は、不燃ごみA(陶磁器累等)と火災廃材を想定しています、と回答がありましたが、人員配置や作業効率化を考え不燃ごみAは原則リサイクル施設で受入し、火災廃材は鎮火確認が十分出来ており、直ぐに破碎処理する場合などにおいては、直接リサイクル施設で受入れさせて頂いてよろしいでしょうか。	不燃ごみAは、当該スペースで仮置きしたあと、重機により大型トラックに積込し、大阪湾フェニックスセンターへの搬出を想定しています。火災廃材は原則、当該スペースで仮置きとします。
32	要求水準書	190	2	3	3 4) (3)	共通 事項	外構フェンスの材質について、現在は「ステンレス製またはアルミ製」と指定されておりますが、本施設の基本方針に掲げられている「近年の建設費高騰を踏まえた費用対効果の高い施設の建設(経済性の最適化)」に寄与する設計提案として、他自治体の施設でも多数の採用実績があり、アルミ・ステンレス製と同様に優れた耐食性・耐候性を有する「高耐食溶融めっき鋼板+樹脂粉体塗装」を施した仕様(製品)についても、選定可能(選択肢の一つ)としていただけますでしょうか。	運営期間中、運営事業者が適切にメンテナンスすること、降雨時の亜鉛溶出量が当該排水基準を満足することを条件に、ご提案の通りでも可とします。
33	要求水準書	225	2	9	1 5	来場者 対応	リサイクル教室の開催につきまして、想定されている頻度や時期等がございましたらご教示願います。	本施設が市民に親しまれる施設として、環境学習等を通じて、気軽に来場できる施設の主旨を踏まえ企画運営を立案してください。今後、詳細を協議することとします。
34	様式集		様式7			技術 提案書 全般	各様式に「本記載方法の説明書きは提出時には削除してよい」と記載がありますが、その上にある「【評価のポイント】」も同様に、提出時には削除してよいものと考えてよろしいでしょうか。	【評価のポイント】の欄にある記載は削除せず、そのまま残して下さい。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
35	様式集	27	様式 7				提案書表紙につきまして、入札説明書および要求水準書内では「提案書」、様式集 P28 以降では「技術提案書」が使用されていますが、本様式表紙の題名は「提案書」「技術提案書」のどちらに合わせればよろしいでしょうか。	『技術提案書』で統一して下さい。
36	様式集	27	様式 7				第 1 回質問への回答書 (No. 358) において、「実績証憑も提出してください。」と回答をいただいております。 「様式 7-4④緊急トラブルの対応」についてどのような実績証憑を提示すればよいかご教示願います。 「様式 7-5⑤災害に強い施設」については実績例として地震災害復旧工事の際の契約書や災害時の支援を円滑に実施するために自治体と取り交わした災害時の支援に関する協定書の添付でよろしいでしょうか。	「様式 7-4④緊急トラブルの対応」については、貴社が記載する対応例を導入した自治体名や施設概要（施設名称、規模、建設場所、竣工年度）を記載したリストをご提出下さい。 「様式 7-5⑤災害に強い施設」に関しては、ご質問のとおり書類でも可とします。
37	様式集	37	様式 7-10	②施設デザイン (建物、地域景観)			「鳥観図 (南東上空からの視点)、アイレベルパース図 (南東側)」との記載がありますが、施設デザインをより効果的に表現できる視点場を考慮し、南東側ではなく南西側からの視点に変更提案してよろしいでしょうか。	南東側でご提出下さい。なお、追加で南西側のものを追加頂くことは可とします。
38	建設工事請負契約書 (案)	28 29 30				中間前払金部分払	本事業における中間前払金および部分払いの取扱いについてご教示下さい。第 34 条の 2 第 3 項において中間前払金の請求が認められていますが、一方で、第 37 条の 2 第 1 項では「ただし、第 34 条の 2 第 3 項に規定する中間前払金を請求したときは、この部分払いを請求することができない。」とあります。中間前払い金を請求した場合、各会計年度末の部分払いを請求することができないと読み取れますが、各会計年度末での精算はどのようになりますか。	本工事は、債務負担行為に基づく契約であるため、各年会計年度末に部分払いを行います。このため、中間前払金の請求はできないものとします。

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
39	建設工事請負仮契約書(案)	28, 29				前払金	<p>本事業における前払金および中間前払金の扱いについてご教示下さい。</p> <p>1. 第34条の2第1項に定める「保証契約」は、第4条の2(契約の保証)第1項(4)に定める「履行保証保険契約」とは別途締結し、その保証証書を寄託するという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 第34条の2第6項に定める通り、前払金は各会計年度において請求可能と解釈してよろしいでしょうか。その場合、「請負代金額の支払年度区分額」とは当該年度の補助金交付決定額を含むと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 同様に、中間前払金についても各会計年度において請求可能と解釈してよろしいでしょうか。その場合、第34条の2第4項に記載の「工期」は「当該年度の工事期間」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1 から 2 までは、ご理解のとおりです。</p> <p>3 については、No.38 の回答のとおりです。</p>
40	建設工事請負仮契約書(案)	30				部分払	<p>第37条の2第1項では「発注者の1会計年度につき1回を限度として部分払いを請求することができる。」とありますが、この1回というのは1会計年度内では年度末の部分払い請求の1回のみという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、年度末の部分払いにおいては、第37条の7により算定される取り扱いとして解釈してよろしいでしょうか。その場合、「当該年度の請負代金額(出来高金額)」が「当該年度の支払年度区分額」を超過した場合、その出来高超過額の取り扱いはどのように解釈したらよろしいでしょうか。</p>	<p>前段につきまして、ご理解のとおりです。</p> <p>後段につきまして、「当該年度の請負代金相当額」が「当該年度の支払年度区分額」を超過した場合、当該超過額については、次年度の出来高に組み入れたうえで次年度の請負代金相当額を決定します。</p>
41	建設工事請負仮契約書(案)	30, 31				部分払	<p>本事業における部分払の扱いについてご教示下さい。</p> <p>1. 第37条の2第2項に記載の「請負代金の支払年度区分額」とは当該年度の補助金交付決定額を含むと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 部分払の請求時期は、補助金交付に係る出来高</p>	<p>1 につきまして、ご理解のとおりです。</p> <p>2 につきまして、部分払の請求時期は、各会計年度末とします。</p>

No.	書類名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
							調書の提出時期に合わせることが可能でしょうか。	
42	建設工事請負仮契約書(案)	31				部分払	「請負代金の支払年度区分額」はどの段階(時期)で、どのような位置付けで示されるのでしょうか。	契約締結協議において、市から補助金の交付決定額を示します。落札者の提案を踏まえて協議し、「請負代金の支払年度区分額」の詳細を決定し、建設工事請負契約書に明示します。
43	入札説明書等に関する市質問への回答(第1回)	21	68				「直接搬入ごみの中に可燃ごみを持ち込まれることはあります。」との回答でしたが、参考までに、現状の既存施設運用状況(直接搬入可燃ごみ搬入量、一時仮置きスペース面積、ごみ棟への運搬頻度など)についてご教示願います。	現状の既存施設運用状況 直接搬入ごみは、すべてリサイクル棟内の各ストックヤード等で受け取ります。 可燃ごみについては、リサイクル棟でホイールローダーを置き、そのバケットの中に可燃ごみを入れ、随時、ごみ処理棟へ運ぶという流れです。(希望があれば、現環境センターの運用状況を確認して頂くことも可能です。)
44	入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)	31	121				「令和8年度分については、11月までに交付申請をする予定です。」と回答がありますが、交付申請する事業計画は具体的にどのような費目や金額を予定されているのでしょうか。 また、令和8年度内に実績計上となる費目がない場合の取り扱いはどのようになるのでしょうか。	交付申請の補助事業の内容は、「実施設計」になります。 なお、令和8年度内の実績計上については、契約後に協議を行います。